

○国土交通省告示第七百五十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十四条第三号の規定に基づき、同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を、次のとおり定める。

令和元年十一月一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築士法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を定める件

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であるものに限る。）において、令和元年国土交通省告示第七百五十一号の第一第一号又は第二号に規定する科目（単位の計算方法は専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとする。）を修めて卒業した者

二 学校教育法による各種学校（同法による高等学校若しくは中等教育学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれらに準ずる学校を卒業した者を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）において、令和元年国土交通省告示第七百五十一号の第一第一号又は第二号に規定する科目（単位の計算は専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。）を修めて卒業した者

三 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校（以下「防衛大学校」という。）  
（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。））、同法による職業能力開発大学校（以下「職業能力開発短期大学校」という。）又は同法による職業能力開発短期大学校（以下「職業能力開発短期大学校」という。）において、令和元年国土交通省告示第七百五十一号の第一第一号又は第二号に規定する科目（単位の計算は、防衛大学校、職業能力開発総合大学校又は職業能力開発大学校にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の趣旨に準じて行うものとし、職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の趣旨に準じて行うものとする。）を修めて卒業した者

#### 四 建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十四号）の施行の日（以下「平成十八年改正法施行日」という。）前に昭和五十六年建設省告示第九百九十号第一号から第十七号までに掲げる課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業した者

六 平成十八年改正法施行日前に昭和五十六年建設省告示第九百九十号第十八号又は第十九号に掲げる検定に合格した者

七 前各号に掲げる者のほか国土交通大臣が建築士法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以

上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

- 1 この告示は、建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。
- 2 建築士法第十四条第一号から第四号までと同等以上の知識及び技能を有する者を定める件（平成二十年国土交通省告示第七百四十五号）は、廃止する。